

一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ  
メンバーシップ規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブが実施するメンバーシップの権利と義務等について定める。

(性格)

第2条 メンバーは、一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブのビジョン、ミッション、事業内容をよく認識し、活動や事業の支えとなり、当法人のビジョン、ミッションの実現に努める。

(入会)

第3条 当法人のメンバーとして入会しようとする者は、メンバー登録申込書を書面又は電磁的方法にて代表理事に送付するとともに、本規程第7条で定める会費の納入をもって、入会を申し込むものとする。

- 2 メンバー登録申込書を送付する者は、別途定める社会的インパクト志向宣言(別紙)に原則賛同することとする。
- 3 入会の可否は、次に掲げる基準により代表理事が決定し、これを入会申込者に通知する。
  - (1) 当法人のビジョン、ミッションに賛同するものであること。
  - (2) 当法人のメンバーであったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
  - (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

(メンバーの権利)

第4条 メンバーは、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 各種事業、イベント等に参加し、当法人のビジョン、ミッションの実現に向けて適正に活動する権利
- (2) 会報等により、メンバー活動に必要な情報を受ける権利
- (3) その他、メンバー種別に定められるメンバー特典を受ける権利

(メンバーの種別)

第5条 メンバーは以下の種別のうちいずれかを選択し、加入する。

- (1) エンゲージド・メンバー(個人もしくは組織)
- (2) 賛同メンバー(個人もしくは組織)

(メンバーの義務)

第6条 エンゲージド・メンバーおよび賛同メンバーは、本規程第7条、第8条に定められた会費の納入義務を負う。

(会費)

第7条 会費は、毎年7月1日から翌6月末の1年間の会費をいう。

2 定款第6条による会費は、次のとおりとする。

(1) 前事業年度の売上高もしくは収入額が1億円未満のエンゲージドメンバー(組織)の会費は5万円とする。

(2) 前事業年度の売上高もしくは収入額が1億円以上のエンゲージドメンバー(組織)の会費は10万円とする。

(3) エンゲージドメンバー(個人)の会費は1万2千円とする。

(4) 賛同メンバーの会費は無償とする。

3 納入された会費は、いかなる理由をもってしても返還しないものとする。

(会費の納入)

第8条 メンバーは、毎年、当該年度の会費を前年度6月末までに納入しなければならない。

2 当該年度終了1か月前から当該年度末日までの間に入会した場合、入会申し込み時に納入された会費は翌年度の会費として受領するものとする。

(滞納措置)

第9条 会費の滞納に対しては、次のとおり措置する。

(1) 3ヶ月滞納の時点で、本規程第4条に掲げる情報の送付およびメンバー特典を停止する。

(2) 6ヶ月滞納した場合は、代表理事の決定により、会員継続の意志を確認できないものとみなし、退会とする。

(変更の届出)

第10条 メンバーは、名称、住所、連絡先等の届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の手続きを行うものとする。

2 会員が前項の届け出を行わなかったことにより被った不利益に対しては、この法人は一切の責任を負わないものとする。

(除名)

第 11 条 メンバーが次に掲げる各号のいずれかに該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、そのメンバーに対し、議決の前に弁解の機会を与えなければならない。

- (1) 本規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 違法行為に関与し、又は当法人の権利を侵害し、その結果当法人に重大な損害を与えたとき
- (4) メンバーが暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

(変更)

第 12 条 この規程の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、2020 年 10 月 1 日から施行する。

1 この規程は、2022 年 6 月 1 日から施行する。

## (別紙) 社会的インパクト志向宣言について

一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブの前身である、社会的インパクト評価イニシアチブでは、2017年に発表したロードマップに基づき、「社会的インパクト志向宣言」を作成しました。

本宣言に賛同いただける組織（部署含む）および個人の皆様には賛同表明をお願いしています。賛同表明をお願いする目的は、賛同組織等の皆様に対して宣言の実施を強制するためではなく、宣言に共感し、それぞれの置かれている状況に応じて出来るところから取り組む意志を表明してもらうことにあります。

### <社会的インパクト志向宣言>

私たちは、立場や役割の違いにかかわらず、よりよい社会をつくるために、以下のように社会的インパクト志向で事業や活動に取り組むことを目指します。

#### 1. 社会的インパクトを重視した事業開発・改善に取り組むこと

目指す社会課題解決や社会価値創造の実現に向けた道筋、期間、資源を長期的な視野で明確化し、成果として定義した社会的インパクトを評価しPDCAサイクルを回しながら事業に取り組むこと、またそうした社会的インパクトを重視した事業を積極的に支援することを目指します。

#### 2. 多様な主体で協働して取り組むこと

NPO、企業、資金提供者、中間支援組織、市民、行政などが業界や活動分野を越え、互いに知識、経験、技術などの強みを持ち寄って、協働して社会課題解決や社会価値創造に取り組むことを目指します。

#### 3. 事業モデルを普及させること

個別の取り組みから得られた知見を積極的に発信・共有して他の地域や分野にも普及可能な事業モデルを創出し、その事業モデルを普及することで社会的インパクトの増大を目指します。

詳細は以下のウェブサイトをご確認ください。

[社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ 社会的インパクト志向宣言](#)